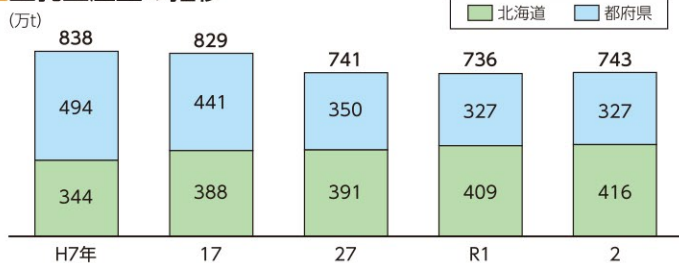


酪農をめぐる情勢

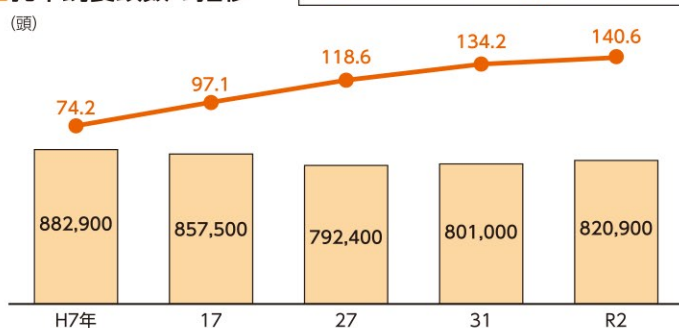
- 本道の生乳生産量の全国に占める割合は年々増加しており、令和2年では我が国生乳生産の約56%。
- 飼養戸数が減少していることから、1戸あたりの飼養頭数は近年増加傾向にあり、令和2年で141頭。
- 用途別では、都府県と比較して乳製品向けの割合が高く、本道の生乳生産量のうち、約3割が飲用牛乳等、約7割が脱脂粉乳・バター・生クリーム・チーズ等の乳製品向け。

生乳生産量の推移



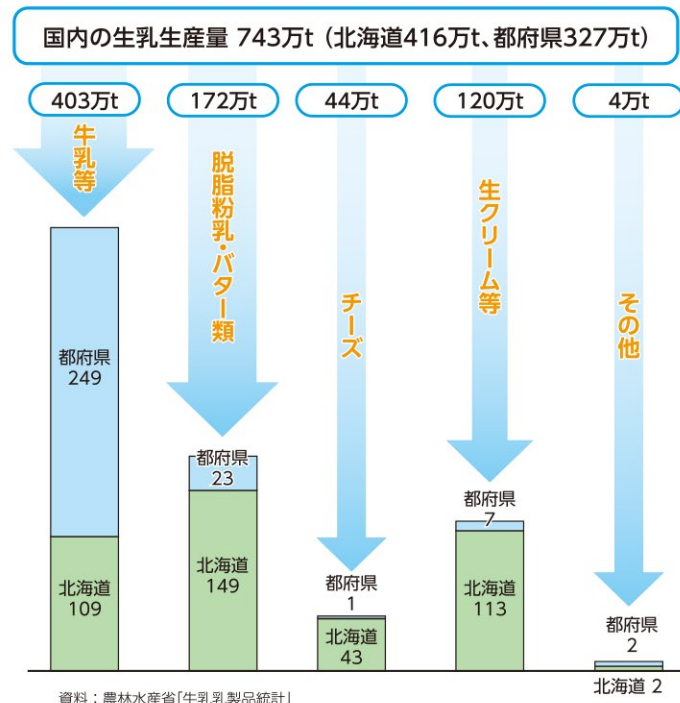
資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」

乳牛飼養頭数の推移



資料：農林水産省「畜産統計」

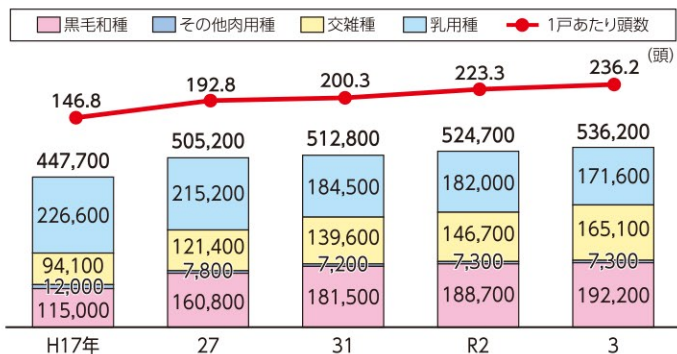
生乳の用途別仕向量 (R2)



畜産をめぐる情勢

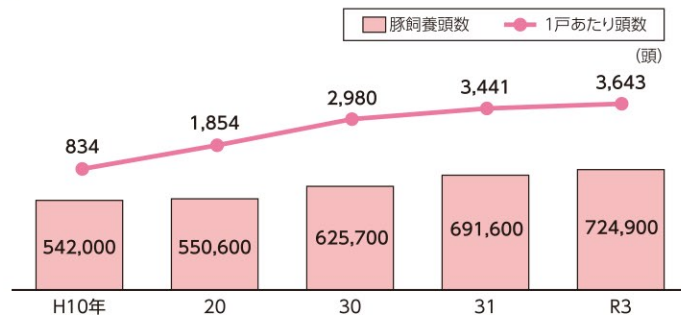
- 肉用牛の飼養頭数は、近年増加傾向にあり、品種別では黒毛和種や交雑種が増加傾向。令和3年の1戸あたりの飼養頭数は236頭。
- 豚の飼養頭数は、大規模化の進展に伴い、近年増加傾向。令和3年の1戸あたりの飼養頭数は3,643頭。
- 採卵鶏の飼養羽数は、近年横ばいで推移。令和3年の1戸あたりの飼養羽数は93.7千羽。
- 本道の軽種馬生産は、全国の9割以上を占める主要産地であり、そのほとんどが日高及び胆振管内。

肉用牛の飼養頭数の推移



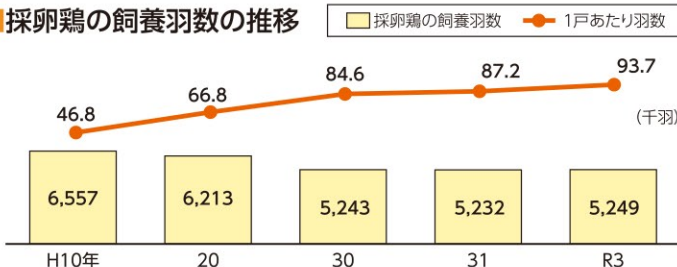
資料：農林水産省「畜産統計」

豚の飼養頭数の推移



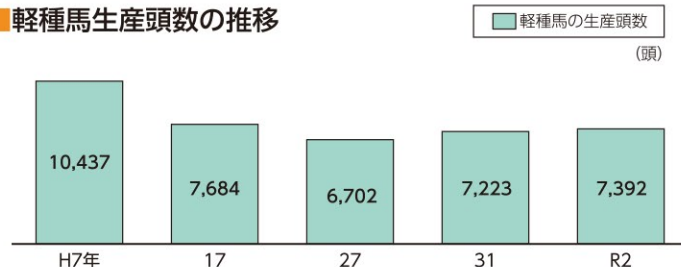
資料：農林水産省「畜産統計」

採卵鶏の飼養羽数の推移



資料：農林水産省「畜産統計」 注：採卵鶏は成鶏めす(6ヶ月以上)を指す

軽種馬生産頭数の推移



資料：日本軽種馬協会「軽種馬統計」

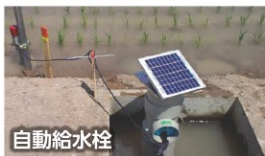
農業・農村の振興に向けた取組

農業生産基盤の整備の推進

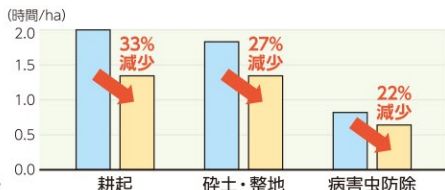
- 本道農業の生産力・競争力の強化に向け、農作業の効率化や、大雨などの自然災害による被害の防止・軽減、新たな作物の導入などに資する基盤整備を計画的かつ効率的に推進。

農作業の一層の効率化に向けた整備

自動走行農機やGNSSガイダンスシステムなどスマート農業技術の導入を容易とし、一層の農作業の効率化を図るため、農地の大区画化や自動給水柱の設置などを推進。



農地の大区画化により
作業時間が減少



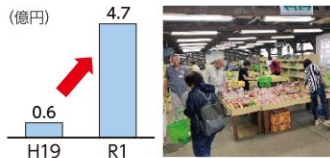
大雨や台風などの自然災害に備える整備

台風や大雨などによる自然災害が頻発・激甚化する中、農作物を安定的に生産していくため、暗渠排水や排水機場の整備などの排水対策を推進。

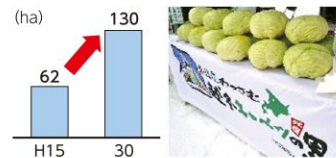


基盤整備を契機とした新たな作物の導入

基盤整備の実施により、農作物の安定生産や品質の確保が図られるとともに、労働時間の縮減等により新たな作物を導入。



■道の駅の直売所の売り上げ
排水性の改善などにより野菜等の安定生産が実現し、道の駅の直売所の売り上げが大きくアップ(恵庭市)



■キャベツ作付面積
営農作業の効率化や排水性の改善により、高収益作物(カボチャ、キャベツ)を含めた輪作体系が確立(和寒町)

■ 新技術の開発・普及、スマート農業の推進

- 生産力・競争力の強化に向け、多様なニーズに応じた新品種や新技術を開発・普及。
- 品種開発では、多収で病害虫に強いなどの栽培特性に加え、味や加工適性など消費者や食品加工企業などが求める特性を兼ね備えた品種を育成。

- 担い手の減少や高齢化への対応策の一つとして、ICTやロボット技術などを活用したスマート農業技術に大きな期待。
- 道では、地域の営農システムに適した技術導入に向け、JAや市町村職員を対象にした実践研修のほか、多くの関係者の情報共有を目的とした協議体の設置、セミナーの開催などを実施。

■北海道米のエース「ゆめぴりか」



■収量が多く果実が大きい「ゆきキラ」



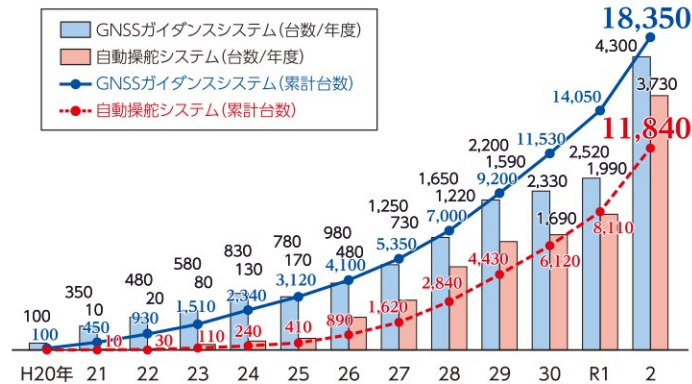
■薄力で菓子用に適した秋まき小麦「北見95号」



■「北海道黒毛和種のゲノム能力評価システム」



■農業用GNSSガイダンスシステム等の出荷台数



■ロボットトラクター



■リモートセンシング用ドローン



食の安全・安心に関する取組と道産食品の認証、環境と調和した農業の推進

- 平成17年3月に「北海道食の安全・安心条例」を制定し、生産から消費に至る各段階での取組を推進。
- 環境との調和に配慮した有機農業を含むグリーン農業の推進や、道産食品の信頼の確保・ブランド向上のため、道産食品の独自認証制度や登録制度を推進。

「北海道食の安全・安心条例」の概要

目的

食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に資する。

基本理念

- ① 道民の安全で安心な食品の選択の機会の確保
- ② 道民の健康の保護が最も重要であるという認識の下での取組
- ③ 道民の要望及び意見の反映、生産者等その他道民との協働による取組
- ④ 食品の生産から消費に至る各段階における取組

施策等の体系

食の安全・安心のための施策	基本的施策の推進	情報の提供、食品等の検査及び監視、人材の育成、研究開発の推進、緊急事態への対処等に関する体制の整備等
	安全で安心な食品の生産及び供給	食品の衛生管理の推進、農産物等の安全及び安心の確保、水産物の安全及び安心の確保、生産資材の適正な使用等、生産に係る環境の保全
	道民から信頼される表示及び認証の推進	適正な食品表示の促進等、道産食品の認証制度の推進
	情報及び意見の交換、相互理解の促進等	情報及び意見の交換等、食育の推進、道民からの申出、財政上の措置
北海道食の安全・安心委員会	一般的な附属機関の設置規定	

道産食品独自認証制度(きらりっぷ)

北海道の豊かな自然環境や高い技術を活かして生産される、安全で優れた道産食品に対して、原材料、生産情報の提供、安心、商品特性、官能検査の5つの項目に関する基準を定めた認証基準を用いて、これに合格した商品に認証を与える制度。



道産食品登録制度

北海道の豊かな自然環境の下で生産された原材料を使用して、道内で製造・加工された道産商品を登録する制度。



北のクリーン農産物(YES!clean)表示制度

クリーン農業技術を使い、化学肥料や化学合成農薬の使用量を減らすなど、一定の基準をクリアして生産・出荷された道産農産物にマークを表示する制度。

(クリーン農業)

堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持増進させ、環境との調和に配慮した安全・安心で品質の高い農産物の安定生産を進める農業。



有機農業

化学肥料や化学合成農薬を使用しないことを基本として、環境への負荷をできる限り低減した生産方法による農業。

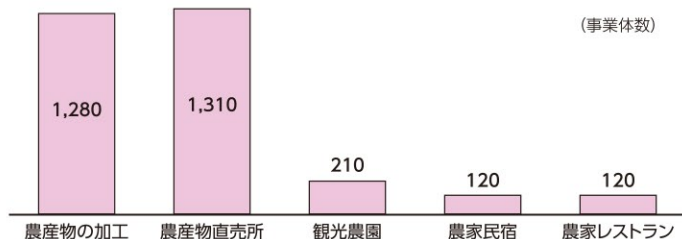


6次産業化と輸出の促進

- 北海道において6次産業化に取り組んでいる農業生産関連事業体数は、令和元年度で3,040事業体。
- 6次産業化に取り組む農林業業者等の事業計画「総合化事業計画」における対象農林水産物の割合では、畜産物、野菜、果樹、豆類、麦類などの割合が高い。

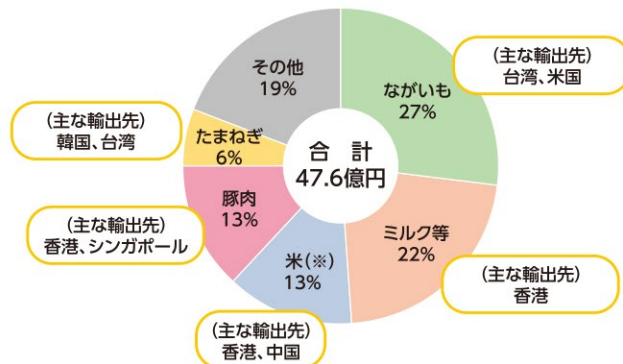
- 農畜産物等の令和2年の輸出額は約48億円。ながいも、ミルク等、米、豚肉、たまねぎの5品目で、全体の8割以上を占める。
- 道では、農産物等の輸出額を125億円に拡大する目標を掲げ、関係者と連携した輸出拡大の取組を展開している。

道内の6次産業化の取組(R1・農業生産関連事業体数)



資料：農林水産省「6次産業化総合調査」

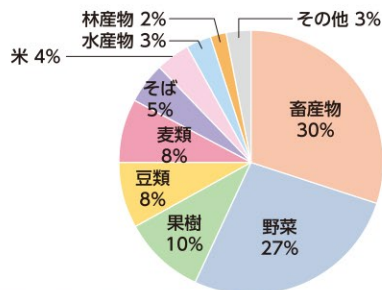
北海道からの主な品目の輸出実績(R3)



資料：財務省貿易統計(道内港分)

注：米は政府援助米(推定)は除く。

6次産業化の対象農林水産物の割合(R2・総合化事業計画)



資料：農林水産省北海道農政事務所調べ

北海道食の輸出拡大戦略<第II期>の輸出額の目標

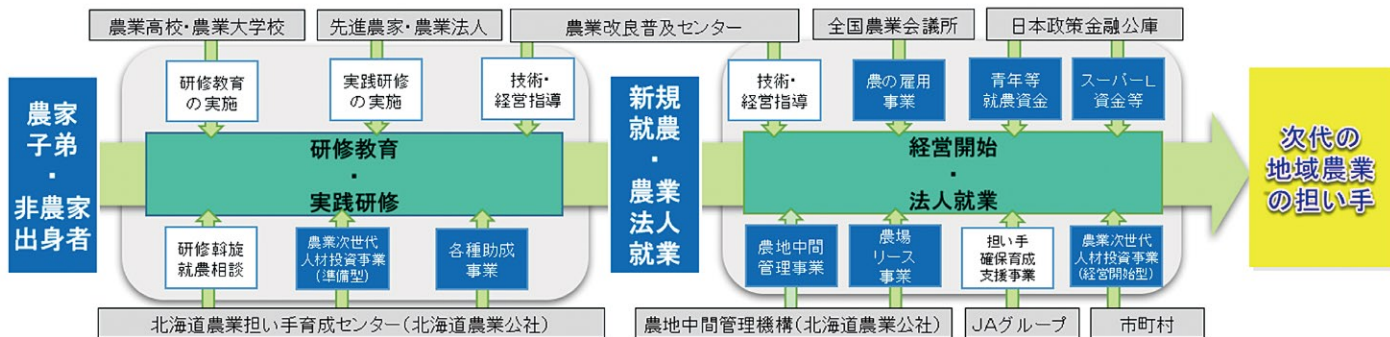
道産食品輸出額1,500億円(推進期間 H30(2019)~R5(2023))

品目	道内港	道外港	合計
農畜産物・農畜産加工品(日本酒含む)	100億円	25億円	125億円

新規就農と農業法人化の支援

新規就農者支援の仕組み

- 北海道農業担い手育成センターによる就農相談会の開催や農業改良普及センターによる技術・経営指導などを推進。
- 農業次世代人材投資事業や農の雇用事業など、国の制度を積極的に活用するとともに、日本政策金融公庫による経営開始に必要な資金の貸付けなど、関係機関・団体と連携し、新規就農者の育成・確保を促進。



企業連携・農業法人化サポートデスク

- 多様な担い手の育成・確保を図るため、企業と地域の連携促進等に向けた相談窓口として「企業連携・農業法人化サポートデスク」を設置し、情報の一元管理と共有化、フォローアップに努め、企業と地域農業とのマッチングを実施。
- また、農業経営の法人化や経営継承などの課題に対応するための農業経営相談所の設置を支援し、課題に応じた専門家派遣等の取組を実施。



—農業経営相談所—
 ○事務局：公益社団法人 北海道農業公社
 ○目的：農業経営の法人化や経営継承等に関する課題解決等
 ○事業内容：課題に応じた専門家派遣、経営相談会の開催

愛食運動・都市と農村の交流等の促進

- 官民一体となって「地産地消」、「食育」などを総合的に推進する「愛食運動」を展開し、様々な取組を実施。
- 道民の購買活動に直接結びつく仕組みづくりとして、「愛食の日」を制定するとともに、道産食材のこだわり料理を提供する外食店や宿泊施設を「北のめぐみ愛食レストラン」として認定するなどの取組を実施。

■「愛食の日」

地産地消が道民の購買活動に直接結びつくように、毎月第3土曜日・日曜日を「愛食の日」として制定。



■北のめぐみ愛食レストラン

愛食運動の普及と道産食材の一層の利用促進のため、道産食材を使ったこだわりの料理を提供している道内の飲食店等を認定する制度。



■麦チェンサポーター店制度

道産小麦を使用した商品を積極的に使ったり販売しているお店を「麦チェンサポーター店」として登録する制度。



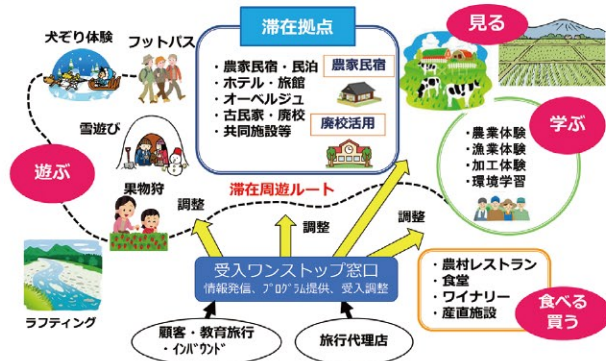
■食育コーディネーター制度

「食育」に関する専門的な知識や経験を有するコーディネーターが食育に取り組む団体などの要請に応じて、助言や指導を行い、地域の食育活動を支援する制度。



- 都市と農村の交流を更に拡大するため、農業や観光業など多様な主体が地域ぐるみで農泊や教育旅行などに取り組み「農村ツーリズム」を推進
- 農業・農村の役割や機能について、広く道民に理解を深めてもらうため、農業・農村に対するコンセンサスづくりを推進。

■北海道が取り組む「地域ぐるみ」の受入イメージ



■農業・農村の多様な役割・機能のコンセンサスづくり

○ふれあいファームの登録・推進

農業者自らが都市と農村の交流に意欲的な農業者の農場を「ふれあいファーム」として、北海道が登録。



○農業・農村情報誌「confa」の発刊

「都市と農村をつなぐ架け橋」の役割を果たすため、農村の魅力や農業者の取組を紹介する情報誌を発刊。

